

「EU 共同大学院プレセミナー」
ヴィルヘルム・ブラウネーダー教授連続講演：
「ヨーロッパの法統一 —コモンローと大陸法—」
「ヨーロッパ私法典としてのオーストリア一般民法典」

屋 敷 二 郎*

一橋大学・慶應義塾大学戦略的大学連携支援事業は、2010年4月2日および4月9日の二日間にわたり、オーストリア共和国ウィーン大学からヴィルヘルム・ブラウネーダー教授を招き、「EU共同大学院プレセミナー」として連続講演会を開催した¹⁾。

EU域内の法的統合を考える際にまず立ちはだかるのが、判例法を基礎とするコモンローと成文法を基礎とする大陸法という法システムの二項対立である。その際、この二項対立はしばしば歴史のかつ根源的なものとされ、その克服や架橋は困難視されてきた。しかし、近代以前の歴史に眼を向けるとき、この二項対立は、現代の常識に反して、せいぜい相対的なものにすぎないことが分かる。それどころか、ひとたび現在から逆照射された通念を排してみれば、そもそもそのような二項対立が歴史的に存在したことすら疑わしく思われるだろう。

他方、大陸諸国でもローマ法は全ての法分野で継受された訳ではなく、また受容されても地域の判例法や慣習法と融合したので、ローマ法をもって大陸の法的統合を可能とするのは短絡的である。さらに近代法典編纂によって、このような地域的偏差は国家単位で固定され、むしろ拡大されていった。このような歴史的経験に照らしてみれば、コモンローと大陸法という単純な二項対立に囚われることない視点から過去に学び、EUの法的統合を計ることの重要性が明らかになるだろう。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第10巻第1号2011年3月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

1) 講演会開催にあたっては、EUSI (EU Studies Institute in Tokyo) の協賛を得た。

*

ブラウネーダー教授は、1943年1月8日「ウィーンの森」の小都市メドリンクに生まれた。ウィーン大学で法学を専攻し1965年に法学博士号を取得した後、ウィーン経済大学でビジネス教育を専攻し1972年に社会経済学修士号を取得した。ブラウネーダー教授の学風は、法制度を理論的側面から分析するにとどまらず、法実務や実社会における機能を常に考慮することが特徴であるが、すでに学歴からもそのことが窺われるだろう。

その間、司法修習を経て1967年にウィーン大学助手、1970年にはウィーン大学講師となり、翌1971年には教授資格論文『オーストリアにおける夫婦財産法の展開』²⁾により「ドイツ法制史・ドイツ私法・オーストリア国制＝行政史」の教授資格を取得している。その後1977年に員外教授に採用され、1980年に正教授に昇任、1987～89年にはウィーン大学法学部長、2003年からはウィーン大学法制史・国制史研究所長を務めている。日本を含む国内外での講演旅行は枚挙に暇が無く、さらにカンザス大学（1986年）、パリ大学（1991～92年）、ブダペスト大学（1993～94年）で客員教授を歴任した。

また特筆すべきこととして、ブラウネーダー教授は国政面での活動でも知られており、1994～99年にオーストリア国民議会議員、1996～99年には国民議会第三議長の大要職を務め上げた。今回のプレセミナーはいずれも法制史の基礎研究に関するものであるが、オーストリアの国政およびEU政治の現実を知悉するブラウネーダー教授ならではの鋭い視角が随所に示されていることは言うまでもない。

ブラウネーダー教授の研究の重点は、連邦制・議会主義・基本権など19世紀以降の国制史、初期近代の法典編纂史、夫婦財産法・相続法に関するヨーロッパ比較法史にある。また1979年には法制史分野の国際的コア・ジャーナルである *Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte* (ZNR) を創刊し、共同編集者となった。なお創刊当時から現在まで一貫して編集の任にあるのは、ブラウネーダー教授ただ一人である。

2) Die Entwicklung des Ehegüterrechts in Österreich, Salzburg - München 1973.

＊ ＊

2日の第1回講演「ヨーロッパの法統一 ―コモンローと大陸法―」では判例法と慣習法をメルクマールとするヨーロッパの法的一体性に新たな光が当てられ、9日の第2回講演「ヨーロッパ私法典としてのオーストリア一般民法典」では来年で施行200周年を迎えるオーストリア一般民法典の生命力を手がかりに、成文法システムを持つことの根源的意味が探究された。EU域内の法的統合が100年単位で考察すべき困難な課題であることを指摘しつつも、近代以前の共通の法的伝統への確信をよりどころとして地道な歩みを重ねるべきことが提唱され、東アジアの将来を考える上でも大いに示唆に富む意義深い講演となった。

今回のEU共同大学院プレセミナーの開催にあたって、事業代表者の山内進教授をはじめ関係者各位にはご理解とご支援をいただいた。またウィーンでブラウネーダー教授に師事された瀧井一博（国際日本文化研究センター）・上田理恵子（熊本大学）の両氏には、事前協議から京都および熊本での講演会に至るまで多大なご尽力をいただいた。さらに堀川信一氏（大東文化大学）には第二講演の訳文作成をお願いした。この場を借りて心から御礼を申し上げたい。